

## ●香川県警察本部告示第6号

香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年10月29日

香川県警察本部長 小島 隆雄

### 香川県少年警察活動実施規程の一部を改正する規程

香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（県帰属押収物の処分）</p> <p>第34条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）<u>第499条第3項</u>の規定により香川県に帰属した押収物の処分については、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に定める手続をとらなければならない。</p>	<p>（県帰属押収物の処分）</p> <p>第34条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）<u>第499条第2項</u>の規定により香川県に帰属した押収物の処分については、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）に定める手続をとらなければならない。</p>
<p>（押収物の換価処分）</p> <p>第35条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法<u>第499条第4項</u>の規定による押収物の公売（以下「換価処分」という。）は、一般競争入札又は指名競争入札に付して行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>（押収物の換価処分）</p> <p>第35条 法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法<u>第499条第3項</u>の規定による押収物の公売（以下「換価処分」という。）は、一般競争入札又は指名競争入札に付して行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、随意契約によることができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2～4 略</p>

別記様式第3号（第33条関係）

香川県 警察署公告第 号

押 収 物 還 付 公 告

当警察署が少年法第6条の5第1項の規定により押収した物件について、その還付をすることができないため、同条第2項において準用する刑事訴訟法第499条第1項の規定により公告します。

心当たりの方は、速やかに当警察署に届け出て下さい。

年 月 日

警察署長

印

記

1 事件名

2 押収番号

3 押収物の品名、数量等

4 公告の期間

年 月 日から 年 月 日まで

この公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、本件押収物は、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第499条第3項の規定により香川県に帰属します。

備考

- 3の項の欄は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴についても記載すること。
- 押収物の還付を受けるべき者の氏名が明らかな場合は、3の項の欄の押収物の数量の次に「受還付人」と記載の上、当該還付を受けるべき者の氏名を併記すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規程は、平成22年10月29日から施行する。

別記様式第3号（第33条関係）

香川県 警察署公告第 号

押 収 物 還 付 公 告

当警察署が少年法第6条の5第1項の規定により押収した物件について、その還付をすることができないため、同条第2項において準用する刑事訴訟法第499条第1項の規定により公告します。

心当たりの方は、速やかに当警察署に届け出て下さい。

年 月 日

警察署長

印

記

1 事件名

2 押収番号

3 押収物の品名、数量等

4 公告の期間

年 月 日から 年 月 日まで

この公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、本件押収物は、少年法第6条の5第2項において準用する刑事訴訟法第499条第2項の規定により香川県に帰属します。

備考

- 3の項の欄は、必要があるときは、押収の場所及び年月日並びに押収物の特徴についても記載すること。
- 押収物の還付を受けるべき者の氏名が明らかな場合は、3の項の欄の押収物の数量の次に「受還付人」と記載の上、当該還付を受けるべき者の氏名を併記すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。